

告 示

埼玉県告示第百三十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二〇―二七―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市見沼区大字膝子字中田九百八十四番

三 雨水流抑制施設の容量

容量 七千四百四十四・五四立方メートル